

審 査 意 見 （ 要 綱 ）

（仮称）哲多ゴルフ場建設事業に係る環境影響評価調書について、哲多町長、関係地域住民及び学識経験者の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、事業の実施に際しては、調書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

記

1. 自然環境保全項目

(1) 植物

ア 樹木の伐採は最小限にとどめるとともに、法面、造成緑地等の緑化に当たっては、植生調査結果を踏まえた具体的な緑化計画を策定すること。

また、重機による移植を積極的に行うなど、森林植生の早期回復に努めること。

イ 貴重種のアサギカサ、ウマスゲ、スズランなどについては、学識経験者の指導を得て、効果的な保護対策を策定すること。

ウ 自然保護ゾーンについては、学識経験者の指導を得て、良好な自然環境の創出のための計画を策定するとともに、適切な維持管理を行うこと。

なお、自然保護ゾーンは、事業による人為的な影響を受けない地域として保全すること。

(2) 動物

ア オオサンショウウオが生息する可能性のある後原川の工事に先立ち、移動先として予定している大山池川について、餌の水生昆虫、魚等が十分生息できる環境を整備するとともに、十分な管理を行うこと。

イ 計画地周辺の河川では、オオサンショウウオの生息する可能性が高いことから、定期的に生息状況等を調査するとともに積極的に生息環境を保全すること。

ウ 計画地内の修景池等の水域で自然緑地と接する部分は、生物の生息環境に配慮した構造とすること。

これらの自然保護に関する詳細事項については、岡山県自然保護条例に基づき、岡山県及び哲多町と自然保護協定を締結すること。

2. 景観

早期に緑化を行うとともに、クラブハウス等の人工構造物の形態、意匠、色彩等に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

3. 生活環境保全項目

(1) 大気

工事に当たっては、資材運搬車両の通行及び建設機械の稼働に伴う粉じん飛散の防止に努めること。

(2) 水質

ア 工事に当たっては、濁水の発生防止対策を十分講じるとともに、周辺水域等において監視を行うこと。

イ 農薬・肥料の使用に当たっては、環境に十分配慮した使用計画を策定するとともに、公共用水域の水質について継続的に調査を行い、必要に応じて対策を講じること。

なお、水質汚濁性農薬に指定されているシマジンは使用しないこと。

ウ 計画地周辺の井戸については、水位及び水質について調査を行い、適切に対応すること。

(3) 騒音・振動

民家付近の工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械を使用するとともに、騒音・振動について調査し、必要に応じて対策を講じること。

4. その他

(1) 環境管理計画

地域の環境保全に万全を期するため、県と協議の上、環境管理計画を策定し、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させること。

(2) 工事中の対策

工事に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、工事関係者に徹底すること。

(仮称) 哲多ゴルフ場建設事業の概要
及び関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

- (1) 事業の名称 (仮称) 哲多ゴルフ場建設事業
- (2) 事業者 哲多ゴルフ開発株式会社
- (3) 事業目的等 哲多町総合振興計画の趣旨に沿い、レクリエーション施設の充実と地域振興の発展に寄与する。
- (4) 計画位置 阿哲郡哲多町田淵、大野

(5) 土地の現況と利用

現況 <単位：h a (%)>		土地利用計画 <単位：h a (%)>		
山林	173.76 (89.4)	ゴルフ場 ゾーン	コース用地	37.08 (19.1)
保安林	16.62 (8.6)		造成緑地	21.65 (11.1)
原野	2.25 (1.2)		<法面>	<19.15 (9.9)>
道路	0.81 (0.4)		自然緑地	89.43 (46.0)
田	0.53 (0.3)		その他	16.40 (8.4)
その他	0.41 (0.2)		計	164.57 (84.7)
		自然保護ゾーン		29.81 (15.3)
合計	194.38 (100)	合計	194.38 (100)	

(6) 計画諸元

ゴルフコース	18ホール(7,005ヤード)
利用見込人口	約180人/日(休日)
従業員	約90人

(7) 工事：工期 約 27 ヶ月、移動土量 約 146 万立方メートル

2. 関係地域住民への周知結果

(1) 概要書の配布等哲多町田淵、大野地区（計 205 戸）を対象に、調書の縦覧、説明会の実施について記した文書と概要書の配布を行った。

(2) 縦覧期間 平成 7 年 12 月 8 日（金）～平成 7 年 12 月 27 日（水）
（休日及び祝日は除く）

(3) 縦覧場所 哲多町役場、太田生活改善センター（哲多町田淵）

(4) 説明会 平成 7 年 12 月 19 日（火）午後 7 時～午後 10 時
太田生活改善センター

(5) 意見書の提出 なし